## 群馬県担い手確保・経営強化支援事業実施要領

# 第1 趣旨

本事業の実施にあたっては、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

# 第2 事業の内容

本要領に定める事業の内容は、実施要綱第3に定める事業とする。

#### 第3 実施等の手続

1 担い手支援計画の作成

事業を実施しようとする市町村(以下、「事業実施主体」という。)は、実施要綱別記の第1の6の(1)の規定に基づき担い手支援計画書(以下「支援計画」という。)の作成を行うものとする。

#### 2 助成対象者

事業実施主体が定める支援計画に基づく助成対象者は、自己又は自己の法人その他の 団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77 号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は 積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 3 支援計画の承認申請

事業実施主体は、1により作成した支援計画の承認を受けようとするときは、別紙様式第1号を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

#### 4 支援計画の承認

知事は、3により提出のあった支援計画が、実施要綱別記の第1の2、第1の4の(1)第1の6の(2)が定める要件を満たすとともに、事業の規模が適切であり、かつ、成果目標の達成が確実であると見込まれる場合、その承認を行うものとする。

5 支援計画の重要な変更

事業実施主体は、知事の承認を受けた支援計画の重要な変更を行う場合には、1から3に準じて別紙様式第2号により行うものとする。なお、重要な変更とは、実施要綱別記の第1の7に定めるもののほか、次の(1)から(6)に該当する場合とする。

- (1) 施設等の新設・廃止
- (2) 事業実施主体又は助成対象者の変更

- (3) 事業実施地区の区域の変更
- (4) 施設等の設置場所の変更
- (5) 事業量・事業費の3割を超える増減

#### 第4 指導推進等

事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

## 第5 成果目標の達成状況等の報告

実施要綱別記の第2の1の成果目標等の達成状況の報告は、目標年度まで毎年度、当該年度の翌年度の5月末日までに別紙様式第3号により知事に報告するものとする。

## 第6 事業の評価

- 1 実施要綱別記の第3の1の成果目標等の達成状況の評価の報告は、第5に準じて行うものとする。
- 2 事業実施主体は、1の報告において、担い手支援計画に定められた当該年度における 成果目標が達成されていないときは、実施要綱の別紙様式第5号により、目標未達成理 由等の報告書を併せて報告するものとする。

## 第7 県の助成措置

県は、毎年度、予算の範囲内において、事業実施計画に基づく事業の実施に要する経 費について、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

## 第8 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

# 附則

- この要領は、平成28年3月10日から施行する。
- この要領は、令和2年1月30日から施行する。
- この要領は、令和3年12月23日から施行する

 文書番号

 年
 月
 日

群馬県知事様

市町村長

担い手確保・経営強化支援計画の承認について(申請)

担い手確保・経営強化支援計画の承認を受けたいので、群馬県担い手確保・経営強化支援事業実施要領第3の3の規定に基づき計画書を添え申請します。

※別表を参考に資料を添付すること

 文書番号

 年
 月
 日

群馬県知事様

市町村長

担い手確保・経営強化支援計画書の変更承認について(申請)

年 月 日 第 号により承認された担い手支援計画を下記理由により変更 したいので、群馬県担い手確保・経営強化支援事業実施要領第3の5の規定に基づき申請 します。

記

- 1 変更内容及び理由
- 2 変更後の計画

別紙様式第1号の様式に準じ、変更のあった箇所のみ、変更前後を対比できるように2段書きするとともに(変更後を下段、変更前を上段にカッコ書き)、必要書類を添付するものとする。

 文書番号

 年
 月
 日

群馬県知事様

市町村長

担い手確保・経営強化支援計画の目標達成状況について(報告)

担い手支援計画の目標達成状況(〇年度目)について、群馬県担い手確保・経営強化支援事業実施要領第5の規定に基づき報告します。

※ 実施要綱別記の第3の1の成果目標等の達成状況の評価の報告の際に、担い手支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときは、実施要綱の別紙様式第5号により、目標未達成理由等の報告書を添付すること